

## 新設規制に関する事前評価書

< 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

規制の名称	温室効果ガス排出量算定・報告・公表の制度の導入
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8249 e-mail：masato_okawa@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月15日
政策目的	我が国の温室効果ガスの排出量の実態を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温暖化対策を一層推進していくための基盤を整備する。
規制の内容	温室効果ガスを相当程度多く排出する者に、毎年度、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付けるとともに、国において排出量の情報を集計し公表する。 <b>根拠条文等：</b> 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2及び第21条の5
規制の必要性	地球温暖化問題に対処するため、平成9年12月に採択された、二酸化炭素等の温室効果ガス削減について、法的拘束力のある約束等を定めた「京都議定書」が、本年2月16日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一歩を踏み出した。一方、我が国の温室効果ガスの排出量は、平成15年度には基準年である平成2年度に比べ8.3%の増加となっており、京都議定書の6%削減約束とは14%以上の差が広がっている状況である。このような状況を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温暖化対策を一層推進していくための基盤を整備する必要がある。
期待される効果	温室効果ガスを相当程度多く排出する者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤が整備される。また、排出量情報の公表により、国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高めることができる。
想定される負担	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者は、毎年、温室効果ガス排出量を算定し、事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、温室効果ガス排出量の大宗を占める二酸化炭素については、事業者が把握している燃料種別の消費量に係数を乗じて温室効果ガス排出量を算出することができ、また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第11条の規定による報告があったときには、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の2の規定による報告とみなすことにより、事業者の負担を軽減するよう配慮している。
想定できる代替手段との比較考量	排出者が自主的に算定・公表する場合に比べ、本制度では、一定の算定方法により算定が行われること、国が集計して公表することにより、一覽性・正確性を担保することができる。これにより、事業者の自主的取組を促進するとともに、消費者や事業者等の地球温暖化対策への理解を一層増進することができる。
備考	中央環境審議会「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」において、「我が国の現状を踏まえて、排出量の算定・報告・公表制度を導入することが適切」とされている。
レビュー時期	平成20年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。